

(案)

12原委第 32 号
平成 12 年 5 月 9 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉
施設の変更並びに1号、2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）
について（答申）

平成 12 年 2 月 17 日付け平成 11・08・17 資第 1 号をもって諮問のあった標記の件に係
る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用
する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）
に規定する基準の適用については妥当なものと認める。